

令和5年度改正 特別養護老人ホーム つつじ苑 利用料金のめやす

A〔介護保険〕要介護区分によって負担額がちがいます

介護保険	基本単位	加 算				1か月	介護職員 処遇改善 加 算 I	介護職員等 特定処遇改善 加 算 I	介護職員等 ベースアップ等 支援加算	介護保険 負担割合1割 ※()は2割				
		日常生活継続 支援加算 Ⅱ	看護体制 加算 I	看護体制 加算Ⅱ	看取り介護加算 I (該当者のみ)									
要介護1	661	46	12	23	72 (死亡日31日～45日前)	× 30日	+	8.3%	+	2.7%	+	1.6%	=	25,065 (50,129)
要介護2	730				144 (死亡日 4日～30日前)									27,395 (54,792)
要介護3	803				680 (死亡日前日及び 前々日)									29,861 (59,723)
要介護4	874				1280 (死亡日)									32,260 (64,520)
要介護5	942													34,557 (69,114)

※入所日から30日以内は30円/日(60円/日)の初期加算(自己負担分)がかかります。

B〔食費、居宅費〕利用者負担段階(収入等)によって負担額がちがいます

負担限度額認定対象者					1か月	合計	A+B 30日の負担総額 介護保険の負担+食費+滞在費						
負担段階	食費	居住費	食費+居住費	負担割合1割 ※()は2割			第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階		
市町村民税 非課税世帯	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者	第1段階	300	820	1,120	× 30日 =	58,800	要介護1	58,665	61,365	83,865	105,165	130,965 (156,029)
	課税年金収入額と合計所得金額の 合計が80万円以下の方	第2段階	390	820	1,210			要介護2	60,995	63,695	86,195	107,495	133,295 (160,692)
	課税年金収入額と合計所得金額の 合計が80万円を超え120万円以下の方	第3段階①	650	1,310	1,960			要介護3	63,461	66,161	88,661	109,961	135,761 (165,623)
	課税年金収入額と合計所得金額の 合計が120万円を超える方	第3段階②	1,360	1,310	2,670			要介護4	65,860	68,560	91,060	112,360	138,160 (170,420)
上記以外の方		第4段階	1,530	2,000	3,530		105,900	要介護5	68,157	70,857	93,357	114,657	140,457 (175,014)

◇利用料は、介護保険の1割(2割)負担(A)と食費・居宅費(B)、日常生活費等です。

◇Bの項目は、預貯金、世帯の収入などによって利用者負担段階が設定されます。利用者負担段階については市役所にお問い合わせください。

※別途、理美容代・医療費等は実費負担となります。(おむつ代の負担はありません。)

※お問い合わせ(生活相談員 0287-48-6677)